

【法人向け】

園芸施設の被覆材等の張り替えにかかる費用を支援します

法人の施設園芸農家に対して機能維持と経営安定を図るため、園芸施設の被覆材等の張り替えを支援します。

補助対象者

- 前橋市内に事業所およびハウスを有し、法人格を有する認定農業者であること
- 市税を滞納していないこと

補助対象施設

- 令和7年1月1日現在に、法人名義で市内に所有し、令和7年1月31日までに市役所資産税課に償却資産の申告を行っている**鉄骨ハウス、エコノミーハウス、パイプハウス**
- 令和7年1月1日現在に、法人名義で市内に所有し、市役所資産税課の固定資産課税台帳に登録されている**ガラスハウス等**
- ※当該施設において生産される農作物が販売されていること

補助対象経費

上記の「補助対象施設」の**被覆材（外張・内張）、カーテン、防虫ネット**の張り替えにかかる費用（工事費及び撤去・処分費を含む）

補助額・期間等

- 補助率：補助対象経費の1／3以内
- 補助上限額：1経営体あたり300万円（3年間の合計額）
※補助額が上限額に到達しなければ、差額分を次年度に要望可
- 事業実施期間：令和8年4月～令和9年3月（令和8年度事業）
※本事業は、令和9年度までの実施予定です。（事業実施は、各年度の予算成立を前提とします。）

要望調査票受付期間

令和7年8月22日（金）締切

- 要望調査票と併せて、見積書（1者）を提出してください。
- 令和9年度に事業実施希望の場合も調査票に記入してください（その場合は見積書は不要で概算値を記入）。

<問い合わせ先>

前橋市役所7F 農政課 農産園芸係

電話：027-898-6707

メールアドレス：nousei@city.maebashi.gunma.jp